

熊本県食生活改善推進員連絡協議会事業運営費補助金交付要領

(趣旨)

第1 地域住民の食生活の改善に資するため、熊本県食生活改善推進員連絡協議会に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

(補助金の交付申請)

- 第2 要項第3条の交付申請書は、毎年9月30日までに提出するものとする。
- 2 要項第3条第2項第1号の事業計画書は、別記様式第1号によるものとする。
 - 3 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。
 - (1) 協議会会則
 - (2) 支出予定額内訳書（別記様式第2号）
 - (3) 経費所要額調書（別記様式第3号）
 - (4) その他参考となる資料

(補助金事業等内容等の変更)

第3 要項第5条第2項の事業変更計画書は、別記様式第1号を準用する。

(申請の取下げ)

第4 要項第6条の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

- 第5 要項第9条の実績報告は、事業終了後速やかに提出するものとする。
- 2 要項第9条第2項の事業実績書は、別記様式第4号によるものとする。
 - 3 要項第9条第2項第3号のその他必要とする書類は、次のとおりとする。
 - (1) 支出額内訳書（別記様式第5号）
 - (2) 経費所要額精算書（別記様式第6号）
 - (3) その他参考となる資料

附 則

この要領は、平成15年7月8日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年5月25日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

事業計画書

月	会議	研修及び事業	広報その他
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
1			
2			
3			
備考			

事業実績書

月	会議		研修及び事業		広報その他	
		実施日		実施日		実施日
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
1						
2						
3						
備考						